**資料４**

**指定管理者制度導入施設における評価委員会によるモニタリングについて**

**■目的・経緯**

モニタリングとは、管理運営の状況について点検・評価を行い、その結果を公表することで施設設置者としての説明責任を果たすとともに、以降の年度の事業計画等に反映させることにより、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営の一層の推進に資することを目的とするものである。

大阪府においては、平成１８年度より指定管理者による公の施設の運営を実施してきたが、平成２０年度に選定基準を見直したことにより、府が支払う委託料が大きく減ることとなった。委託料低下に伴い品質が低下することは、府民サービスの観点からも、指定管理者制度の趣旨に鑑みても望ましくない。

そこで、２３年度より、多くの府民が利用する施設を中心に、２５年度からは、すべての指定管理者制度導入施設において、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施している。

**■実施体制**

1. **施設所管課**

○施設所管課は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた｢評価票｣を作成する。

○施設所管課は、指定管理者が事業計画書・仕様書等に基づき施設を適切に運営しているかについて、施設所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告する。

○施設所管課は、指定管理者評価委員会による点検や指摘・提言を踏まえ、対応方針を策定する（次年度以降の事業計画等に反映）。

1. **指定管理者**

○指定管理者は、｢評価票｣の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を施設所管課へ報告する。

1. **指定管理者評価委員会**

〇指定管理者評価委員会は、施設所管課の評価、利用者満足度調査等の結果について施設所管課より報告を受け、点検を行い、施設所管課に対して指摘・提言を行う。

**■スケジュールについて**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時　期 | 指定管理者評価委員会 | 地域教育振興課 | 指定管理者 |
| 6～7月 | 第１回評価委員会開催  【評価票の確定】 | 評価票の作成 |  |
| 8～11月 |  |  | 自己評価の実施 |
| １２月 | （必要に応じて、指定管理者に  対してヒアリング等を実施） | 評　　　　価 | 自己評価の報告 |
| １月 | 第２回評価委員会開催  【施設所管課による評価の内容について点検】  指摘・助言「 | 対応方針策定    次年度以降の事業計画等に反映 |  |
| ３月 |  |  | 事業計画書の提出 |

※評価票及び対応方針については、ＨＰで公表を行う。

* **モニタリングの項目例**

施設の特性に応じ、評価項目、評価基準を指定管理者評価委員会で策定する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 指定管理者の評価 | 施設管理  者の評価 | 評価委員会のチェック |
| **Ⅰ　提案の履行状況に関する項目** | | | | |
| 施設の設置目的及び管理運営方針 | 施設の設置目的に沿った運営がなされているか。 |  |  |  |
| 平等な利用を図るための具体的手法・効果 | 公平なサービス提供、対応  評価項目、評価基準は、施設の特徴に応じて具体的に決定する |  |  |  |
| 利用者の増加を図るための具体的手法・効果 | 利用者増加のための工夫 |  |  |  |
| サービスの向上を図るための具体的手法・効果 | 魅力的なプログラムの開発 |  |  |  |
| 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | 点検・補修の適格性、迅速性 |  |  |  |
| 府施策との整合 | 提案の実施状況 |  |  |  |
| Ⅰ　総括 | |  |  |  |
| **Ⅱ　さらなるサービスの向上に関する項目** | | | | |
| 利用者満足度調査 | 利用者の満足度調査  調査結果のフィードバック |  |  |  |
| その他創意工夫 | その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫 |  |  |  |
| Ⅱ　総括 | |  |  |  |
| **Ⅲ　適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項** | | | | |
| 収支計画の内容、適格性及び実現の程度 | 事業収支は計画に比して妥当か |  |  |  |
| 安定的な運営が可能となる人的能力 | 事業実施に必要な人員確保・配置  従事者への管理監督体制・責任体制 |  |  |  |
| 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 法人の経営状況 |  |  |  |
| Ⅲ　総括 | |  |  |  |